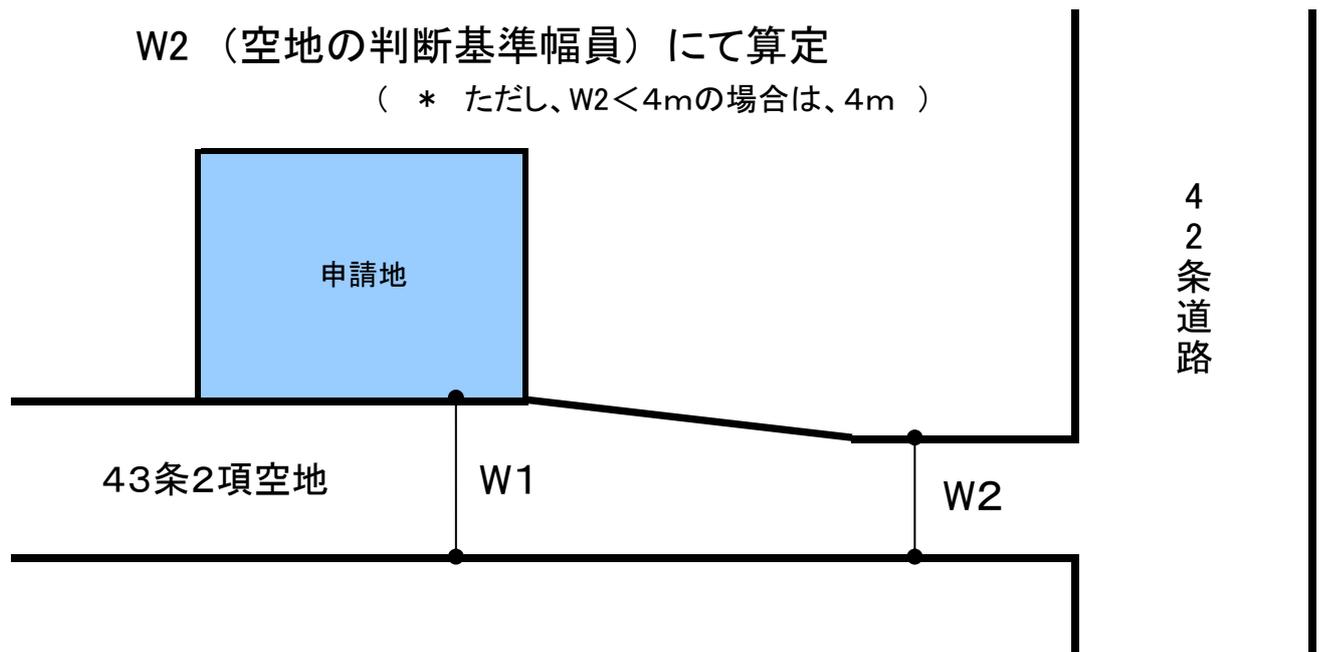


建築基準法第43条第2項の認定・許可における容積率上限の算定に用いる空地幅員の取扱いについては、下記のとおりいたします。

W1 > W2 の場合



※尚、開発指導要綱により2mを超えて中心後退、または4mを超えて一方後退を行った場合、それらを考慮する場合があります。